

新潟県選挙管理委員会規程第4号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新発田市	(略)	(略)	新発田市	(略)	(略)
	(略)	(略)		<u>県立リウマチセン</u> <u>ター</u> (略)	<u>新発田市本町一</u> <u>丁目2-8</u> (略)
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新発田市	(略)	(略)	新発田市	(略)	(略)
	<u>特別養護老人ホーム パルcomfy陽だまり苑</u>	<u>新発田市中央町</u> <u>5丁目4番2号</u>			
	<u>サービス付き高齢者向け住宅 パルcomfy陽だまり苑</u>	<u>新発田市中央町</u> <u>5丁目4番2号</u>			
	<u>特別養護老人ホーム 陽だまり苑ふえりあ</u>	<u>新発田市富塚町</u> <u>2丁目4番13号</u>			
	<u>サービス付き高齢者向け住宅 陽だまり苑ふえりあ</u>	<u>新発田市富塚町</u> <u>2丁目4番13号</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。